平成２７年（フ）第１８８０号
愛知県碧南市東山町３丁目１番地８、開始決定時の住所愛知県刈谷市広小路７丁目１番地１　モアグレース刈谷広小路903号
破産者　山田　英孝
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２７３号
名古屋市北区喜惣治２丁目131番地の２
破産者　長谷川將和
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４００号
大阪市生野区勝山北２丁目11番26号　ハイツ110　２Ａ、開始決定時大阪市生野区勝山南４丁目８番４号
破産者　国本　祥孝
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２３１号
大阪府豊中市北条町４丁目６番１―122号
破産者　楠岡　雄三
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５６４号
大阪府箕面市石丸１丁目20番１―302号、開始決定時大阪府箕面市西宿２丁目４番６号
破産者　内田　信弘
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８７３号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番４―307号、前住所大阪府吹田市山田東３丁目23番７―1211号
破産者　東川　和司
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３８号
大阪市住之江区北島２丁目８番２号　シャーメゾン北島　202号室
破産者　加藤　　洋
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３３９号
大阪市住之江区北島２丁目８番２号　シャーメゾン北島　202号室
破産者　加藤　久美
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２６９号
兵庫県姫路市東夢前台３丁目135番地、従前の住所兵庫県姫路市飯田491番地16
破産者　石井　正則
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２１７号
兵庫県加古川市尾上町池田1747番地の７、従前の住所兵庫県加古川市加古川町大野262番地の４
破産者　宮下　博行
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１９２号
奈良県生駒市菜畑町2313番地242、破産手続開始決定時の住所奈良市松陽台４丁目２番７号
破産者　浅田　光彦
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５号
北海道夕張市鹿の谷１丁目86番地
破産者　寺島　伸幸
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５２号
滋賀県甲賀市水口町山3919番地119
破産者　大山　博仁
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０４号
滋賀県草津市若竹町９番33号　フレマリール若竹　南棟　103号、開始決定時の住所滋賀県草津市西渋川１丁目11番24―506号アウルコート草津
破産者　鼎　　智仁
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７６号
兵庫県西宮市名次町５番７号　シャトーそれいゆ２Ｆ、破産手続開始決定時の住所兵庫県西宮市石刎町16番３号
破産者　河村　良治
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３２６号
兵庫県西宮市枝川町５番14―104号、前住所兵庫県西宮市上田西町３番26―206号
破産者　郷田　順計
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係